

## 平成23年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

### ○議事日程〔第1号〕

12月6日（火曜日）午前10時 開会

※開会宣告

※開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 閉会中の委員会付託事件（第61号議案及び第62号議案）について  
（委員長報告・質疑・討論・表決）

日程第4 第64号議案から第74号議案まで上程  
提案理由説明  
質 疑  
委員会付託

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（20名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 土 谷 信 也 |
| 2 番  | 近 藤 紀 男 |
| 3 番  | 成 重 博 文 |
| 4 番  | 安 達 隆   |
| 5 番  | 山 田 秀 夫 |
| 6 番  | 松 本 博 彰 |
| 7 番  | 中山田 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 徳 久 |
| 9 番  | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力   |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄   |
| 19 番 | 徳 永 浄   |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 藤 隆 治
主幹兼議事係長	清 水 栄 二
庶務係 長	次郎丸 浩 一
副 主 幹	岩 本 力

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	奥 田 秀 穂
市参事兼総務課長	栗 原 茂 彦
市参事兼企画政策課長	宮 崎 敦 夫
市参事兼情報推進課長	中 嶋 栄 治
市参事兼財政課長	増 田 正 義
市参事兼農林振興課長	井 上 晃 一
市参事兼福祉事務所長	野 村 信 隆
市参事兼消防長	門 岡 博 通
税 務 課 長	渡 辺 功 司
保 険 年 金 課 長	佐 藤 清
子育て・健康推進課長	甲 斐 智 光
人権・同和対策課長	伊 東 文 夫
環 境 課 長	都 甲 賢 治
商 工 観 光 課 長	佐 藤 之 則
農 地 整 備 課 長	新 田 千 代 蔵
建 設 課 長	筒 井 正 之
都 市 建 築 課 長	河 野 義 雄
上 下 水 道 課 長	近 藤 博 人
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	渡 邊 和 幸
主幹兼総務法規係長	佐々木 真 治
秘 書 広 報 係 長	丸山野 幸 政

### 教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	安 東 良 介
学 校 教 育 課 長	瀬 口 卓 士

### ○議長（村上和人君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名で、議員全員の出席であります。

よって、平成23年第4回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

### ○議長（村上和人君） この際、諸般の報告をいた

12月6日

します。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

**○議長（村上和人君）** これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

**○議長（村上和人君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、9番明石光子君及び10番土谷力君を指名いたします。

**○議長（村上和人君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和人君）** ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

**○議長（村上和人君）** 日程第3、閉会中の継続審査となっておりますお手元に配付しております閉会中の継続審査結果表の第61号議案及び第62号議案を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、松本博彰君。

**○決算審査特別委員長（松本博彰君）** 皆さん、おはようございます。

ただ今から決算審査特別委員長報告を行います。

去る10月26日、決算審査特別委員会を開会し、継続審査となっております決算議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第61号議案、平成22年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について、まず一般会計部分ですが、歳入歳出決算額が、歳入総額158億1,696万5,845円に対し、歳出総額154億9,434万4,558円で、歳入歳出差引額3億2,262万1,287円を平成23年度へ繰り越しています。この内訳は繰越明許費繰越額4,226万4,000円、実質収支額2億8,035万7,287円です。

審査は、歳入部分と歳出部分に分け行われました。

まず、執行部から大要の説明を受け、決算に関す

る説明書や監査委員の意見書などを参考に、質疑、意見が出されたところです。

歳入に関しては、自主財源の確保の立場から、歳出に関しては、事業の内容と行政効果の点について各款にわたり審査を行い、決算状況の把握と分析がされております。

初めに、歳入の内容としては、前年度決算と比較して10億8,106万5,502円、7.3パーセントの増額です。

この内、増額の主なものは、市税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入等です。特に大きい伸びを示しております県支出金については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金や市町村合併推進交付金などが増加したことによるものです。

減額の主なものは、地方譲与税、財産収入、繰入金、市債等です。特に繰入金については、地域振興基金繰入金が減収したことによるものです。

審査の中で委員より、軽自動車税の徴収率に対する認識と今後の対応、市税の滞納繰越に対する認識及び大口滞納者や悪質滞納者に対する今後の対応、市税の不納欠損の原因、保育料の不納欠損の内容と理由、住宅使用料の収入未済額の内容と理由、ふるさと応援寄附金の内容、市有地売却収入の内容について質疑が出され、それぞれ担当課より詳しく説明がありました。

これに対し、委員より、歳入については、市を運営していく財政の中で最も重要な部分で、これが無い以上は予算執行もできないので、収納率を上げることについては、それぞれ担当課長は十分に内容を認識され、今後とも滞納改善に努めてもらいたい。ふるさと応援寄附金については、PRに努めてもらいたい。また、市有地の有効利用については、内容を精査し、今後とも多くの土地を有効利用してもらいたいという意見が出されました。

次に、歳出の内容としては、前年度決算と比較して14億5,934万8,474円、10.4パーセントの増額です。

この内、増額の主なものは、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費等です。民生費については、子ども手当及び児童手当給付費、介護基盤整備事業費、障害者自立支援事業費の増加などによるものです。また、土木費については、桂橋整備事業、中央公園整備事業及び道路新設改良費の増加などによるものです。

減額の主なものは、商工費、災害復旧費、公債費等です。商工費の減額は、地域総合支援事業費、スパランド真玉施設改修費の減などによるものです。

審査の中で6名の委員から質疑が出され、それぞれ担当課よりその内容について詳しく説明がありました。

質疑及び答弁の内容につきましては、多数でありますので省略させていただきたいと思いますが、主な質疑の内容につきましては、生活保護者の増えている要因、不用額の要因、継続的に補助金を支出している事業等の事業内容、目的及び事業実績、緊急雇用対策事業の全体の執行額について、基金の取り崩しについて、住宅新築資金の徴収における職員の給料等について、財政状況等についてでありました。

審査としてはこのほかに、決算結果を踏まえた本市の財政力及び財政運営について、経常収支比率、起債制限比率、公債費負担比率、地方債残高及び積立金の状況などの分析と説明を受け審査を終えました。

次に、国民健康保険特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額33億7,218万4,034円に対し、歳出総額32億9,187万2,464円で、歳入歳出差引額8,031万1,570円を平成23年度へ繰り越しています。この決算額を前年度と比較すると、歳入については2.1パーセントの増額、歳出については、前年度より5.5パーセントの増額となっています。

歳入では、前期高齢者交付金、共同事業交付金、基盤安定繰入金、繰越金が前年度より増加し、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金等が減少しています。

国民健康保険税については、徴収率94.7パーセントと前年度より伸びていますが、派遣切り等による失業者の増加により、課税標準額が減少したことによるものです。

歳出については、保険給付費、介護納付金、共同事業拠出金、基金積立金、諸支出金等が前年度より増加し、後期高齢者支援金、老人保健拠出金が減少しています。

保険給付費については、1人当たりの費用額は年々上昇しているものが主な要因となっています。

このような状況の中、糖尿病や脳卒中につながる生活習慣病を早期に発見、予防するため、各保険者には特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられ、5年を1期とする実施計画を定め、その目標

達成に向け、受診率の向上に取り組んでいます。受診率向上に向け、受診機会を増やすために、市内医師会との協力により、市内医療機関でも受診できるようになっています。また、自治組織表彰も取り入れ、地区での自治会ごとに受診率向上に取り組んでいただいています。本市の実施計画では、平成24年度の目標値を国が示す基準の受診率65パーセント、保健指導率45パーセントと定めています。平成22年度の健診の受診状況は、対象者数5,039人に対し、受診者数2,171人、受診率43パーセントとなっています。

また、保険税については、税の負担の公平の原則から、積極的な対応で徴収率の向上を図っているが、平成22年度から悪質な被保険者滞納者対策として資格証明書の発行が行われています。

審査の中で、2名の委員から、不納欠損及び徴収率の推移等について質疑が出され、執行部からその内容について詳しく説明を受けました。

次に、後期高齢者医療特別会計部分についてですが、この制度は平成20年度から実施され、75歳以上の方は、これまで加入していた保険にかかわらず、すべての方が移行することとなりました。また、一定の障がいのある65歳以上の方は、申請により加入することができます。

この制度の運営は、県下すべての市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合で運営し、保険料は2年ごとに設定し、姫島村を除き原則県内均一となっています。大分県における保険料は、年額で均等割額が4万7,100円、所得割額が8.78パーセントで、限度額は50万円となっています。なお、この制度は平成24年度をもって廃止となり、平成25年度からは新たな保険制度への加入となりますが、現在のところ開始年度については不確定な要素があります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億9,897万2,376円に対し、歳出総額2億9,718万4,430円で、歳入歳出差引額178万7,946円を平成23年度へ繰り越しています。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料、繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、これは大分県後期高齢者医療広域連合への負担金で、本市の被保険者保険料及び保険基盤安定制度繰入金です。

次に、老人保健特別会計部分についてですが、歳

12月6日

入歳出決算額は、歳入総額10万6,223円に対し、歳出総額6,953円で、歳入歳出差引額9万9,270円を平成23年度へ繰り越しています。

歳入は諸収入です。

歳出は諸支出金で、支払基金交付金の精算償還金と一般会計繰入金です。

老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者制度へ移行しましたが、医療給付に係る請求は診療日の翌月から2年間となっていることから、老人保健特別会計については、平成23年度まで存続することになっていますが、平成23年度については、給付費等が発生した場合は、一般会計の中で対応するとのことです。

次に、介護保険特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額27億7,833万6,097円に対し、歳出総額27億4,522万9,408円で、歳入歳出差引額3,310万6,689円を平成23年度へ繰り越しています。

歳入の主なものは、保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金です。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費です。

介護保険制度については、制度施行後11年を経過したところです。制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、平成18年4月より介護保険法が改正され制度の見直しが行われています。改正介護保険法では、新たに総合的な介護予防システムの確立のため、要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能の強化を行ってきています。

介護予防については、要介護認定を受けていない65歳以上の第1号被保険者を対象に、生活機能評価の実施に取り組み、二次予防対象者を把握し予防事業に取り組んでいます。

平成22年度末の第1号被保険者数は8,222名で、前年度と比較すると107名、1.3パーセントの減となっています。要介護認定者については1,683名で、前年度と比較すると1名、0.1パーセントの増となっています。

次に、簡易水道事業特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに1億850万3,476円です。

歳入の主なものは、使用料、国庫支出金、繰入金

及び市債です。

歳出の主なものは、総務費、簡易水道整備事業費及び公債費です。

整備事業の主なものとしては、香々地地区の貴船及び北田団地の簡易水道統合に伴う工事請負費などです。

次に、公共下水道事業特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに8億6,439万4,703円です。

歳入の主なものは、使用料、国庫支出金、繰入金及び市債などです。

歳出の主なものは、総務費、公共下水道費、公債費などで、整備の内訳として、汚水管渠工事1,993メートル、整備面積5.11ヘクタールの事業を実施し、処理区域面積は490.5ヘクタールとなっています。

平成22年度末の区域内の人口は8,526人、水洗化人口は6,764人で、水洗化率は79.3パーセントとなっています。

審査の中で委員より、事業の今後の予定、普及促進、繰入金の補正等について質疑が出され、執行部から、その内容について詳しく説明を受けました。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに2億5,395万120円です。

歳入の主なものは、分担金、使用料、国庫支出金、繰入金及び市債などです。

歳出の主なものは、総務費、特定環境保全公共下水道費、公債費などで、整備の内容としては、真玉処理区については、汚水管渠工事680メートル、整備面積11.53ヘクタール、香々地処理区については、汚水管渠工事460メートル、整備面積1.42ヘクタールの事業を実施し、処理区域面積は123.3ヘクタールとなっています。

平成22年度末の区域内の人口は2,572人、水洗化人口は1,157人、水洗化率は45パーセントとなっています。

次に、農業集落排水事業特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに5,953万5,762円です。

歳入の主なものは、使用料及び一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び公債費で、施設管理費の主なものは、施設等維持管理業務委託料、汚泥運搬業務委託料、光熱水費及び管渠補修等工事

費です。

平成22年度末の処理区域内人口は933人、水洗化人口は583人、水洗化率は62.5パーセントとなっています。

審査の中で委員より、加入率の低い原因、今後の普及促進及び数値目標について質疑が出され、執行部から、その内容について詳しく説明を受けました。

次に、漁業集落排水事業特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに879万4,487円です。

歳入の主なものは、使用料及び一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び公債費で、施設管理費の主なものは、施設等維持管理業務委託料、汚泥運搬業務委託料及び光熱水費等です。

平成22年度末の処理区域内人口は89人、水洗化人口は68人、水洗化率は76.4パーセントとなっています。

次に、ケーブルネットワーク事業特別会計部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに2億7,442万1,803円です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、財産収入、繰入金及び市債等です。

歳出の主なものは、総務費、ケーブルネットワーク施設費及び公債費で、総務費については、ケーブルネットワーク事業の運営に係る経費です。ケーブルネットワーク施設費については、引込工事及び地上デジタル放送対策のためのデジアナ変換器を導入しています。

審査の中で委員より、今後の加入率の見通し及び民営化に向けた取り組みについて、また他の委員より、不用額について質疑が出され、執行部から、その内容について詳しく説明を受けました。

第62号議案、平成22年度豊後高田市水道事業会計決算の認定については、給水面では、給水戸数が5,271戸、総配水量は170万2,760立方メートル、有収水量は153万8,248立方メートル、1日最大配水量5,976立方メートルとなっています。いずれも前年度より増加しています。

建設改良工事については、桂橋架替に伴う配水管の布設替工事、第1浄水場更新整備に伴う実施設計業務委託、榎林地区、今町分譲団地への配水管の新設及び公共下水道工事等に伴う配水管の布設替工事が施工されています。

財政面において、収益的収支では、総収益は2億

1,185万6,740円、総費用1億8,532万2,222円で、差し引き2,653万4,518円の当年度純利益が生じています。

資本的収支では、収入総額3,181万7,666円、支出総額1億3,557万3,475円、差し引き1億375万5,810円の不足額が生じています。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額369万3,220円、過年度分損益勘定留保資金68万4,192円、当年度分損益勘定留保資金7,977万8,030円及び建設改良積立金1,960万368円で補てんしています。

審査の中で委員より、利益剰余金の積立及び活用方法、今後の老朽化した配水管の布設替え計画、企業債の償還計画等について質疑が出され、執行部からその内容について詳しく説明を受けました。

以上、審査の結果、第61号議案及び第62号議案については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（村上和人君）** 以上で、委員長長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和人君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

20番、大石忠昭君。

**○20番（大石忠昭君）** 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、61号、62号議案、決算認定に反対討論をいたします。

市民の暮らしや福祉を守るための予算執行や決算については当然賛成であります。何点か同意できない点もありますので指摘をし、討論をしたいと思っております。

最初は、一般会計についてであります。歳入の部分で、同和事業による住宅新築貸付資金の、この償還金が長期にわたって解決されずこげついている問題です。総額で5,881万円に上ります。

さらに市有地を特定の市民に営業用の駐車場とし

12月6日

て貸し付けていましたが、この貸付料も長期にわたりこげついております。この決算の中では全く解決されていない状況です。いま委員長から長い報告がありましたけれども、こういう問題については質疑も討論もないことは非常に残念であります。私はこういう決算には同意できません。

次に、歳出についてでありますけれども、一つは、同和団体に対する補助金が余りにも異常であるという問題です。母子寡婦福祉協議会などの各団体に補助金を出しているんですけれども、その母子寡婦福祉協議会では年間10万5,000円、障がい者福祉協議会では年間24万円、PTA連合会では年間35万円という補助金の状況に比べまして、同和団体については、いまもまだ年間125万円も交付しておりますが、こういう補助金は市民は納得できませんし、当然来年度より廃止することを求めます。

また、県の事業主体であります各種県工事についても、今なお負担金を支出していますが、全国的にはこの負担の廃止や軽減する状況が続いております。大分県でもこの負担軽減、さらに廃止を要求すべきであり、こういう問題について同意できませんので反対をいたします。

次に、特別会計であります。国保の会計、これはいまも委員長報告でありましたように、不納欠損で1,445万円、これは豊後高田史上最高額になりました。それをチャラにしても滞納総額が1億8,000万円という決算になっております。それでも収支では8,000万の黒字という状況であり、こういうことは平成20年度より条例を改定をして、国保税を大幅に値上げを強行しましたが、このことがいかに不当であったかを証明する決算ではないでしょうか。市民の収入に比べてみまして、高田の国保税は余りにも高過ぎます。払いたい気持ちはあっても実際払えない、そういう事態が反映した決算になっておるとい、私は同意できません。国庫負担の負担割合を改正させ、国の負担を増やして、高過ぎる国保税を引き下げのために市長はあらゆる努力をすることを要求いたします。

次は、後期高齢者医療の特別会計についてでありますけれども、民主党は、一昨年（平成20年）の総選挙で、後期高齢者医療保険制度の廃止を公約をいたしました。民主党だけでなく日本共産党、各党も廃止を求めておりましたけれども、政権交代したあとは公約違反を繰り返して、先送りをしております。そして、この高齢者に対する差別医療制度、後期高齢者医療制度

を続けておるんですけれども、早急に廃止をすべきであります。

豊後高田市では、今年度の決算を見ますと、保険料の滞納者に対して、財産の差し押さえ処分を強行しておりますけれども、こういう決算については同意できません。

次は、介護保険特別会計です。豊後高田市では、他市と違って、市独自の介護保険の軽減制度を設けておりません。若干課税区分の改正をして、一部前期よりも保険料が下がった高齢者もおりますけれども、全体として年金生活者に比べて介護保険料が高い状況が続いております。こういう決算には同意できません。

来年度から第5期の介護保険計画が実施されますけれども、いま検討している段階でも、豊後高田の場合、大幅な介護保険料の値上げが検討されておりますけれども、国の負担割合の拡大や県や市が貯め込んでいる基金の活用、さらには一般会計からの繰り入れなども、ありとあらゆる対策を検討されて、市長は介護保険料の大幅値上げを抑えるよう要求をしておきます。

最後に、水道会計についてですけれども、特定の方の営業用の水道料金は長期滞納で、この年度も全く解決されておらずでこげついていますが、市民がわずか3ヶ月滞納すれば、水道料金が停止をされ、いろいろと苦情が広がっております。こういう決算にも同意できません。

以上、簡単ですけれども、2議案の決算認定について反対いたします。議員各位のご賛同を求めて終わります。ありがとうございました。

○議長（村上和人君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） これにて討論を終結いたします。

これより、第61号議案及び第62号議案を一括して起立により採決いたします。

本案は、閉会中の継続審査結果表のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上和人君） 起立多数であります。

よって、第61号議案及び第62号議案については、閉会中の継続審査結果表のとおり認定することに決しました。

○議長（村上和人君） 日程第4、第64号議案から第74号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

**○市長（永松博文君）** 本日ここに第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

初めに新火葬場についてでございます。

本市の長年の懸案でありました新火葬場「悠久の杜」が、関係者皆様方のご理解ご協力をいただき、自然豊かな素晴らしい場所に、人生終焉の場にふさわしい施設として完成いたしました。10月1日から供用開始いたしました。

改めまして、議員各位をはじめ、地元関係者の皆様方並びに工事関係者に対しまして感謝申し上げる次第でございます。

次に、新図書館についてでございます。

本市における文化と教育の拠点施設として整備いたします新図書館は、10月6日に起工式を行い、建設工事に着手いたしましたところでございます。

平成25年春の開館をめざして、教育の町にふさわしい魅力ある図書館となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における避難所に関する協定締結についてでございます。

「緊急時における西日本電信電話株式会社の施設使用に関する協定書」の調印式が行われ、市内宮町にありますNTT豊後高田ビルを本市では初めての津波避難ビルとして指定させていただきました。

この協定により、約450人の方々がビルの屋上部分に避難できるようになり、海拔が低い高田地域の市街地の住民にとりましては大変心強いことであると思っております。

この他にも現在、市内にあるビルの所有者に、こうした津波避難ビルとしての指定をお願いしているところでございます。

また、災害発生時に一時避難所での生活が困難な障がいのある方や高齢者などの災害時要援護者を受け入れる福祉避難所として、特別養護老人ホーム「真寿苑」、障害者支援施設「コスモス」及び豊後高田市デイサービスセンター「周防苑」にご協力をいただき、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。

次に、本年は昭和の町誕生10周年にあたります。大変うれしいことであり、これを記念しまして様々

なイベントや行事を開催いたしました。

まず、昭和の町誕生10周年記念式典を開催いたしまして、昭和の町の発展にご尽力いただいた方々への表彰や記念講演をはじめ、これまでの10年間の昭和のまちづくりを振り返り、これからの10年に向けたシンポジウムも開催し、関係者一同が初心に帰り、昭和の町のさらなる発展に向け、気持ちを新たにいたしましたところでございます。

また、昭和の町展示館がリニューアルいたしまして、昭和元年から64年まで続いた昭和の時代全体が学ぶことのできるような企画展を、年代ごとに三つに分けて開催することとしておりまして、昭和という時代が身近に学べる施設として、観光客はもとより、市民の方にも利用していただきたいと思っております。

さらに、記念イベントといたしまして「踊りの祭典 in 昭和の町」や九州初のイベントであります「豊後高田・鍋フェスティバル」を開催し、多くの市民の方々と観光客にお越しいただきました。

本年は、中央公園や桂橋の改修の効果とともに、昭和の町10周年記念の関連イベントを年間通じて展開し、テレビ番組や雑誌など多くのメディアに取り上げていただいたこともあり、昭和の町の入込客数が中心市街地活性化基本計画での目標である40万人を達成する見込みでございます。

次に、玉津の活性化についてでございます。

「高齢者が楽しいおまち」として整備を進めております玉津プラチナ通りに、市老人クラブ連合会が運営します高齢者の交流施設「プラチナ笑話館」がオープンいたしました。

高齢者が集い、「笑って話せる」場所をつくろうと名づけられたこの施設は、楽しく気軽に過ごせる交流の場であるとともに、この施設に集う方が在宅の一人暮らしの高齢者のお宅に電話での声かけを行うなど、一人暮らし高齢者の方の孤立感の解消や引きこもりの防止を行うなど情報発信の場にもなっております。

次に、子育て支援についてでございます。

昭和の町や中央公園に隣接する勤労青少年ホーム1階に、子育て支援施設「おひさまひろば」がオープンいたしました。

このひろばは、子育て中の家庭の皆さんが中央公園や商店街などを訪れた際に、授乳やオムツ替えをはじめ、ちょっとした休憩も気軽にできるほか、ベビーカーなどの子育て用品のレンタルや、子育てに

12月6日

関する情報発信・交換の場にもなっています。運営につきましては、子育て応援団としてNPO法人アンジュ・ママンにお願いし、商工会議所や市商店街連合会など多様なメンバーにもご協力をいただいております。

次に、長崎鼻の景観づくりに対する受賞についてでございます。

農林水産省と国土交通省が行う「第21回全国花のまちづくりコンクール」で、応募総数1,415件の中から、本市の地域ボランティアグループであります「花いっぱい運動推進グループ」と「長崎鼻BKネット」が優秀賞を受賞いたしました。

これは、「花の岬香々地」をテーマに12ヘクタールの耕作放棄地を整備し、地域住民全員参加型のボランティア活動により、四季を通して名勝地長崎鼻に調和した花の景色づくりを展開していることや、その花や実を原材料とする特産品の開発とその販売により、活動の安定と自立をめざす創意工夫の姿勢とともに、美しい景観づくりと地域振興の取り組みが高く評価され、初めての応募でありながら見事優秀賞に輝きました。

次に、学びの21世紀塾10周年記念大会についてでございます。

ご案内のとおり、平成14年度から取り組みを行っております「学びの21世紀塾」事業は、多くの皆様方からのご支援とご協力をいただきながら、行政・学校・地域が一体となった取り組みとして、今や全国からも大変注目をされている事業であります。さらに、県基礎・基本定着状況調査などの学力テストの結果にも表れておりますように、学力を県下トップへと引き上げるなど、まさに本市における「教育のまちづくり」を象徴する取り組みへと成長いたしました。

本年度、10年という節目を迎えましたことから10周年記念大会を開催し、開講当初より多年にわたり、本事業の振興発展のためにご尽力いただいた方々の表彰をはじめ、学びの21世紀塾の「これまで」と「今後」について、ご協力をいただいております退職校長会から取り組み発表をいただきました。

次に、地域振興会議についてでございます。

実際に地域に出向き、市民の皆さんに直接、市政についてご報告するとともに、地域の皆さんの声をじかに聴きながら市民自らが地域の活性化を考え、振興策についての意見交換を行うこの会議は、今回で7回目となります。

本年は、香々地地域、真玉地域、高田地域の3箇所それぞれ開催いたしまして、多くの市民の皆様方にご参加いただきました。会議では特に、9月議会で議員の皆様方にご説明申し上げました市庁舎の建設についてのお話を中心にお話しさせていただきました。市民の皆様方にもご理解をいただけたものと思っております。

最後に、「さわやかあいさつ運動」についてでございますが、「あいさつ」により人と人とのつながりを深め、よりよい地域社会づくりを推進するとともに、明るく健やかな子どもたちの育成や定住をめざす本市のイメージアップを図るため、現在、市をあげて「さわやかあいさつ運動」に取り組んでいるところでございます。

この運動の推進啓発を図り、盛り上げていくために、「さわやかあいさつ運動推進大会」を開催し、啓発ポスターや標語の表彰をはじめ民間企業における取り組み報告、さらに、大分県出身の心理学者である植木理恵先生による記念講演を行いました。

一人ひとりの交わす小さなあいさつで地域がつながり、「さわやかなあいさつをするまち」として大きな市民運動となるよう、今後とも市をあげて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位をはじめ市民の皆様方におかれましてもご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

初めに、予算関係の議案についてでございます。

第64号議案の平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2億765万6,000円の増額補正で、補正後の予算総額は146億8,588万4,000円となります。その財源につきましては、国庫支出金、県支出金、地方債で措置しています。

補正予算の内容につきましては、まず総務費では、ケーブルネットワーク事業特別会計の補正に係る繰出金、本年8月に大分北部中核工業団地へ立地表明をいたしました「株式会社土屋製作」に対し、ふるさと融資制度を活用した融資を行う地域総合整備資金貸付事業費、平成22年度事業における精算金として児童福祉費等の国・県支出金精算償還金、勸奨退職に係る職員の退職手当などを計上しています。

民生費では、災害時において要援護者を支援するための要援護者情報を一元管理する高齢者等地域支え合い体制づくり支援事業費、生活保護費増額に伴



う経費を計上しています。

衛生費では、子宮頸ガン予防ワクチン接種委託料増額に伴う経費を計上しています。

消防費では、消防団員の公務災害に伴う補償を目的とした消防団員等公務災害補償等共済基金が先の東日本大震災により枯渇したため、負担金の追加増額を行うための経費を計上しています。

教育費では、都甲小学校で使用しているスクールバスの更新を行う通学支援対策事業費などを計上しています。

災害復旧費では、本年6月の梅雨前線豪雨による田染相原地区の市道及び本年9月の台風15号による真玉漁港護岸の災害復旧を行う現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業費を計上しています。

また、各款において一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行うとともに、新図書館蔵書整備事業費へ地方債を充当することから、それに伴う財源更正を行っております。

次に、第65号議案及び第66号議案の補正の内容につきましては、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

第65号議案の平成23年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、620万円の減額補正で、補正後の予算総額は8億1,120万1,000円となります。

第66号議案の平成23年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、5万円の減額補正で、補正後の予算総額は2億2,616万5,000円となります。

第67号議案の平成23年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、1,448万1,000円の増額補正で、補正後の予算総額は5億1,28万6,000円となります。

補正予算の内容につきましては、ケーブルネットワーク事業管理費、ケーブルテレビ施設整備事業費及び一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

また、ケーブルテレビ施設整備事業の事業実施期間が複数年度となることから、債務負担行為予算の設定をしています。

次に、予算以外の議案についてでございます。

第68号議案の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、新規事業の追加等により、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用

する同条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

第69号議案の工事請負契約の変更につきましては、平成21年4月1日に契約を締結し、平成23年度までの間で執行中の豊後高田市ケーブルテレビ施設整備工事において、本年7月の完全地上波デジタル移行に伴う本年度全体工事等の増加により、契約金額の変更が必要となったことから変更請負契約を締結するもので、今回の変更により契約金額が1億5,000万円以上となったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

第70号議案の財産の取得につきましては、新図書館に所蔵する図書取得について議決を求めるものでございます。

第71号議案の豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第72号議案の豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、大分県人事委員会の勧告等を勘案し、一般職に属する職員の給料の額の改定及び労働基準法の改正に伴い、一月45時間を超える時間外勤務に係る手当について所要の規定の整備を行うものでございます。

第73号議案の豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第74号議案の豊後高田市立学校設置条例の一部改正につきましては、香々地小学校と三重小学校を統合したいため、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、本改正に伴い、豊後高田市公民館条例の改正を附則において行うものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案についての説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) 次に、これより第64号議案から第74号議案までの質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、5番山田秀夫君及び2

12月6日

0番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。

通告しておりますので、それに沿って議案質疑並びに関連一般質問を行います。

最初に、64号議案、補正予算について、わずか3点だけ質疑をいたします。

1点目は、生活保護費についてです。

先程決算委員長長の報告にもありましたように、全国的に失業者が増える、あるいは年金生活者も貯金がもうなくなってしまっていて、わずかな年金では食えないと、あるいは無年金者なども増えておりまして、205万人を保護者が超えております。

高田の場合、今回1、658万円の補正をしておりますが、この補正の根拠についてまだ何ヶ月かあるんですけども、今後生活保護者はこうこうこうということになるので、新しい保護者を想定してるのか、いやいや、そうは新しい人がなくてもいまの人が医療費などが上がってこうなるのか、それ市民がわかるように算定の根拠を示していただきたいと思っております。

次が予防接種の事業費で557万円補正されておりますけれども、これについても算定の根拠について示していただきたいと思っております。

もう1点の公共土木の災害復旧工事費ですけれども、あと、川原議員から質問も出ておりますので、真玉の部分は私は川原議員に譲りまして、田染の災害復旧工事についてちょっと説明をしてもらいたいと思っております。

あと、関連一般質問ですけれども、生活保護の問題について3点質問をしたいんです。

先程も申しましたように、全国的には生活保護者が200万人を超えましたけれども、豊後高田の場合は、まだ100世帯をちょっと超えたぐらいで、

大分県下18市町村の状況から見ましても、最も人口に占める生活保護者の割合は豊後高田が一番低い状況です。県平均のわずか3分の1という状況にあります。

私が聞きたいのは、もういよいよ生活がやっけない方々が、もう困り果てて最終的には生活保護に頼るといことで、いま100人、100世帯ちょっと超えたところで受給されておると思うんですけども、大阪を始め全国的には暴力団絡み、不正受給の問題も大きな社会問題になってるんですけども、高田でもパチンコプロミたいな方がおるといことで随分批判がありましたけれども、私ども本人に直接向かって批判をしたこともあります。現在ではそういうだれが見ても不正受給と思われるような方はないと思うんですけども、実際高田の場合、いわゆる不正受給はないと、適正な受給がやられておるといことでよいのかどうなのか、その辺を確認しておきます。

それから、次は生活保護者のケーブルテレビの状況なんですけれども、かなりの方が加入していないんじゃないかと思うんです。ところが、豊後高田の場合、市長も高齢者だとか、障がい者だとか、そういう弱い立場に置かれた方々も加入していただいて、あらゆるこれを使ってサービスが受けれるようにしようといことで、全国的にも総体的には加入率は高いと思うんですけども、そしてケーブルテレビを接続している家庭については、緊急通報システム、あるいは安否確認事業なども実施していただいているんですけども、生活保護者の中でも、私の知ってる何人かでも、いや電話をとれないんだと、だから電話がないから、ケーブルテレビに入ったらそれから費用がかかるから大変だと。

だから、生活保護者についても、80歳以上についても、宅内工事については1万円だけ助成があるんですけど、1万円の助成だけではあとがやれないと。保護世帯については、これ随分厚生省とも交渉、私してみたいんですけども、いまの生活保護の扶助費の中にはこれ含まれないんですよ。

それで、前でしたら電話が福祉電話があり、市が無料貸し出しをし、電話も基本料金までは市がもっておりますけれども、もうこれも廃止をされてないんですよ、現在。よって、生活保護者の実態調査をしてみて、やはり必要などころにはケーブルテレビを加入させ、そして安否確認事業や緊急通報システム事業も恩恵が受けられるように前向きに

対策を講じるべきだと思うんですが、どうなんですか。

実際にケースワーカーなどで実態把握で生活保護者の中で、まだいまだにケーブルテレビに加入していないところがどれくらいあるか、あるいは当然高齢者で、あるいは体が弱い方々で、緊急通報や安否確認事業をやったら効果があるんだと言われるような家庭はないのか、その辺、現状把握をどうしているのか、この問題に今後どういう方向で取り組もうとしているのか、市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

次は、生活保護世帯についてのエアコン設置の問題です。

これも生活と健康を守る会が長年国との交渉も続けてまいりまして、日本共産党の国会議員も国会で議論をしたことがありまして、ようやく今年度から冷房を含めたエアコン設置が生活保護で認められることになりました。ただし今のところは、別に年金収入があるとか、別に働いて収入がある方を、こういう方々が社協の資金を借りてエアコンを設置した場合には、それを何ヶ月間かかかって、自分で働いた分、あるいは自分の年金の分から払っていくという制度で、全国的に大変喜ばれています。

しかし問題なのは、まだまだこれが周知されていないために、私も1件だけお世話しましたがけれども、まだいま申請した段階で認可下りてないんだけど、まだ県下を調べてみましたけれども、まだまだ大分、別府で進んでおりますけど、あまり進んでないんです。しかし、異常気象で本当に今年の夏は暑かった。また冬も、いまは暖かいけれど、どうなるかわからん状況ですから、何よりも命を大事にすると。厚生省がそういう措置をとってくれるようになったんだから、豊後高田の場合でも実態を把握して、必要な家庭についてはエアコン設置を推進すべきじゃないかと思うんですけど、どうなのか見解を求めます。

次は、予防接種の関係で、子宮頸がんワクチンなど三つのワクチンの問題なんですけれども、これも今年の2月から実施をされ、無料化の実施がされたわけなんですけれども、まだかなり資料をもらってわかるように、推進されておりますけれども、まだまだ今年度で終わっては所期の目的が達成できないと思うんです。

国のほうは来年度予算ではっきりしてないんです。組まれてないんです。実際に組まれてないんです。あいまいな態度をとっておりますが、何とかこの事

業効果を上げていくためには、引き続きこの3ワクチンの接種事業を継続すべきだと思うんですけども、市長はどう考えるのか、ぜひ国に働きかけてもらいたいと思うんですがどうするのか。どうしても国が認めない場合には県にも働きかけて、県と市が半額ずつでも公費助成でこれと同じような助成制度を実施をして、市民の健康を守るというようにしてもらわないと、人口3万人増やすと言っても、やはり女性がちゃんと体を守って、子どもを3人でも、5人でも産めるようにしてもらいたいと思いますけれども、市長の見解を求めます。

次は、公共事業の入札疑惑についてなんですけれども、10月29日付の大分合同新聞社会面に三段抜きで入札の結果が載りまして、豊後高田では年度途中から公共工事の入札について、最低制限価格を設けることになりました。

しかし、その結果、一番最初の入札でこういう新聞の社会面三段抜きで報道されるようなことになったということは残念なんですけれども、いろいろ私のほうに問い合わせがあるんですが、私もちょっと入札問題よくわからないんですけども、佐伯市と違って佐伯市の場合、電話で問い合わせしてみましたら、当初は最低制限価格、いやいや設計単価、予定価格も公表していなくて、最低制限価格と入札価格は同額であったと、それもずらっと並んだということで、これも話題になったようでありますけれども、豊後高田市の場合は、当初から設計単価イコール予定価格なんですけれども、これはずっと公表をされてきております。しかしながら、最低制限価格については入札後に公表しています。

ところがこの問題になったところについて、私も新聞記事読んで、自分なりに調べてみて疑問に思ったのは、なぜ同じ豊後高田市でありながら、建設課が発注した事業と上下水道課が発注した事業で、最低制限価格と設計単価との差が違ってくるのか。しかもそれはあとで公表されるものなのに、何であとで公表されるものなのに、最低制限価格と同じ金額がずらっと業者が並ぶんかというの、事前に最低制限価格が漏れなければ、そんなに並ぶというのはちょっと不思議じゃないかと思うんですけども、最初から、いや、設計単価の80パーセントや82パーセントということがわかってないわけです。もしこの事業でも、80パーセント最低制限になってるけども、もう一方は81じゃね。80になっちゃう場合に、業者が、いや79で入れとった場合には

12月6日

全部失格になったわけですよ。たまたま予定価格と同額なもんだから抽選ということになってるんですけども、だから疑惑としては、もう入札の事前に予定価格が漏れたのではないかと思うんですけども、どうなんですか。私素人でわからないんですけども。

なぜ、よそではこういう新聞記事ならんですよ。宇佐でも同額ちゅうのはずっとあるけど。豊後高田の場合、なぜ社会面で三段抜きで報道されるようなことになったのか、その辺どういうふう認識されてるのか。

今後市民から疑いを持たれないようにするためには、今後何か入札の改善をする考えがあるのか。私疑問に思うのは、工事によって設計単価と予定価格の差がまちまち、発注する各課によってまちまちというのがわからないんですけど、だれがいつ、予定価格ちゅうのは入札の何日前に決めるのか、その日に決めるのか、その辺、市長、ちょっと市民にわかるように、豊後高田では問題ないんだと、これが公平な入札だというのなら、市民にわかるように説明してもらわないと、私もちょっとよくわからないんで、明らかにすることを求めています。

次は、市道の改良工事についてであります。

今回、過疎地域自立促進計画が変更するという議案が出されました。その内、市道の改良工事が3路線追加されておりますけれども、ちょっと私が見る限りでは、もう工事が終わってるところが今度の議会に提案されておるといのは、計画が議決されたあとに工事発注、あるいは予算ということにならんとおかしいと思うんですけども、それはおかしいんじゃない、おかしくないんですか。

それから、3路線は結構ですけども、それは過疎計画に載せて、生活道路を改良工事するというからどんどんやってもらいたいと思うんですけども、この議会の本会議上で議論された香々地のあの火災があり、死亡事故があったところ。ここでなかなかだれが見ても、消防車や救急車が入らないということが問題になってる道路なんですけれども、こういうところは普通交通事故だったら、死亡事故が起ったら信号がつく、あるいはガードレールが設置されるちゅうのが、これが通常日本全国各地でもやられてるんです。市道改良についてもやはりそういう死亡事故があった、死亡事故の火災事故があったところについては、何らかの緊急対策が求められてると思うんですけども、これ議論をしてきたんですけども、

これがなぜ追加されないのか。もう全く目処がないのか、どうする考え方なのか。

もう一つは、草地の芝場です。ここでも何人からも聞きました。消防車が1本向こうの猫石のところへ上がって行って云々ちゅうとこまでね。こちらでは急カーブで大型消防車が初期初動の消防車が上がれなかったって、云々とかいろいろ聞くんですけども、確かに急カーブがあり、消防車が入れない、救急車が入れない場所がありますわね。地元から何とかこうこうでやるとい話はあったんだけど、ここに提案されてないんですよ。

それは用地買収の問題とかいろいろあるんかと思うんですけども、そういう消防車とか救急車が入れない道路が多いんですけども、緊急なところについては、やっぱりこの事業に載せて、国から金借りてどんどん工事を進めるべきだと思うんですけども、その辺の見解を求めたいと思います。

最後に、新図書館に伴う図書の購入についてですけども、今回、市内関係業者で組合組織が結成をされて、図書館の図書については納入するという事になり、これは評価をいたします。

しかし、これはもうあと2年にわたって図書を購入することなんですけれども、引き続き市外業者ではなくて、市内業者優先で図書購入ができるというように確認したいと思うんですが、そういう方向でよいのかどうかお尋ねします。

以上であります。

○議長(村上和人君) 市参事兼福祉事務所長、野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長(野村信隆君) それでは、第64号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)の内、3款民生費の生活保護扶助費についてお答えいたします。

補正予算として提案をいたしております3款民生費3項生活保護費2目扶助費20節の扶助費につきましては、当初の年間計画に不足が生じることとなったことから、当初予算額と比較して、率にして5パーセント、1,658万8,000円を増額するものでございまして、生活保護受給者に係る医療費の増大が主な原因と考えているところでございます。

次に、関連一般質問についてお答えいたします。

生活保護家庭の生活実態につきましては、不適切な受給を防止するため、家庭訪問や面接を行うなど、実態把握に努めているとともに、暴力団員に対する生活保護の取り扱いにつきましては、警察との連携

を図ることにより、厳正な対応を行っているところでございます。

次に、生活保護家庭のケーブルテレビの加入状況についてでございますが、平成23年11月30日現在の生活保護世帯は133世帯の内、施設等に入所されている40世帯を除いた93世帯が対象となっております。ケーブルテレビに加入している世帯は57世帯でございます。その内、9世帯は80歳以上に係る世帯として加入をされております。

次に、生活保護世帯の冷暖房エアコン設置についてお答えいたします。社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金を利用した貸付制度が本年7月に改正されまして、冷暖房エアコンの設置についても対象となったところでございます。

この貸付制度を利用した場合においては、当該貸付金については、その方の収入から認定除外として、その返還金は収入から控除する扱いとなっておりますので、生活保護世帯に対しまして制度の周知を図るとともに、制度の利用を今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村上和人君）** 市参事兼情報推進課長、中嶋栄治君。

**○市参事兼情報推進課長（中嶋栄治君）** 第64号議案の質疑に関連する一般質問の生活保護世帯のケーブルテレビ加入状況についてお答えを申し上げます。

ケーブルテレビの加入に際しましては、80歳以上の方々で構成する市民税非課税世帯につきましては、高齢者の安心・安全を確保する観点から、ケーブルテレビに加入の上、緊急通報安否確認のシステムをご利用いただくため、加入分担金の免除、ほぼ宅内工事費の全額に相当する2万5,000円の助成をいたしております。また、80歳以上で構成する世帯の月額使用料も免除いたしております。

生活保護世帯がケーブルテレビに加入する際につきましても、加入分担金の免除、月額使用料の免除をいたしており、宅内工事費の概ね2分の1に相当する1万円の助成をいたしているところでございます。これらにより大きな負担なくご加入できるものと考えております。

今後も福祉事務所と連携し、生活保護世帯の加入促進を進めてまいります。

以上でございます。

**○議長（村上和人君）** 子育て・健康推進課長、甲

斐智光君。

**○子育て・健康推進課長（甲斐智光君）** 64号議案の予防接種事業についてお答えします。

本件の補正予算で計上しておりますのは、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の不足分に係る経費でございます。接種見込みを当初は接種対象者数の約半数215人、基本的には1人3回接種ですので、延べ人数として645人分を見積もっていましたが、実際は接種比率が76パーセント、人数として328人掛け3回ですので、延べ人数984人となり、接種費用が557万7,000円不足することが予想されたため、補正による対応をすることといたしました。

本年2月より子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業が開始され、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を実施することとなりました。

子宮頸がん予防ワクチンは、中学1年生から高校1年生の女子を対象に実施し、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは生後2ヶ月から4歳までの子どもさんを対象としています。

任意接種ではありますが、対象者へは個別通知を行い、事業の周知を努めてきたところでございまして、特に子宮頸がん予防ワクチンは、当初予定を大幅に上回る接種者数となりました。

しかしながら、本事業も今年度末までの事業となっており、国のほうでも事業継続に向けての協議が行われているようですが、明確な方向性が現時点で出されていないのが実情でございます。

本年開催されました市長会におきまして、予防接種法の定期接種に位置づけ、国民が等しく接種できる体制をとること、また地方に新たな負担が生じないように国の負担において財源措置を講ずることなどの要望を上げてきたところでございます。疾病の発生や蔓延を予防するという予防接種の趣旨からも継続的な実施が必要かつ不可欠な事項でありますので、事業継続に向けて国や県に働きかけてまいりたいと思います。

**○議長（村上和人君）** 建設課長、筒井正之君。

**○建設課長（筒井正之君）** それでは、64号議案の災害復旧事業についてお答えいたします。

まず、災害復旧事業につきましては、本年6月18日から21日にかけての梅雨前線豪雨により、市内田染相原にあります市道学校両田線の路肩が崩壊したものを復旧する道路災害復旧工事でございます。

12月6日

規模といたしましては、高さ4メートル、幅9メートルのブロック積擁壁工事でございます。なお、この事業につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業採択を受けて実施するため、予算の提案をさせていただきましてでございます。

次に、関連一般質問についてお答えいたします。

議員ご質問の新聞報道された入札につきましては、今年の10月に導入した最低制限価格を設定した入札であり、結果として建設課が実施したもので、4件中の1件について9社中8社が同額となり、上下水道が実施したもので5件中の1件について9社中7社が同額となったものでございます。

今回の入札につきましては、予定価格は事前公表しておりましたが、最低制限価格は事後公表しておりました。しかしながら、最低制限価格を設定するための算定式が大分県からも公表がされていたため、入札参加業者が算定できたのではないかと考えているところでございます。したがって、最低制限価格の事前の情報漏れがなかったことはもちろんのこと、談合情報もなかったことから、入札は適正に執行されたと認識しているところでございます。

今回、結果的に同額入札が大半を占めたことにより新聞報道をされたとは思われますが、計算式が公表されておりますので、同額による抽選になるケースは今後も起こり得ると考えております。

今後につきましても、これまで同様、公正な入札手続に沿って進めてまいりたいと考えております。

次に、68号議案の市道改良工事についてお答えいたします。

今回、過疎地域自立促進計画に追加しました路線といたしましては、宮町海岸線、志手町区内3号線、猫石区内線の3路線でございます。

議員ご質問の香々地の市道につきましては、河川堤防と民家に挟まれた狭小な市道であり、その裏側につきましては、一部急傾斜地危険箇所でもあることから、拡幅の実施につきましては大変厳しい地形の状況でございます。また、草地芝場の市道につきましては、緊急車両や消防車の進入する幅員の用地確保が困難な状況と聞いております。

今回は用地確保は去ることながら、改良することにより事業効果が高いと判断されたため、志手町区内3号線と猫石区内線の2路線を過疎地域自立促進計画に上げたところでございます。また、宮町海岸線につきましては、本年度事業ではありますが、過疎債を受けるための変更手続が必要となったため計

画に追加するものでございます。

今後の市道改良につきましても、引き続き現地調査を行った上で、事業効果を重点に置きながら、部分的な改良を中心に優先順位を総合的に判断して整備してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（村上和人君） 教育庁総務課長、安東良介君。

教育庁総務課長（安東良介君） 第70号議案に関連いたします新図書館の建設に伴う図書購入についてお答えします。

今回の図書購入は、価格や付帯サービスについて地元書店さんの努力もあり仮契約が整ったものでございます。新図書館において広く読書活動を推進するには、地元書店との連携は欠かせないものと認識しておりますので、今後続く新図書館の蔵書購入につきましても、基本的に同様となるよう、書店組合と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 再質疑をします。

最初に、生活保護の関係であります。今回の1,658万については、主に医療費などの見込み違いで、その分だという答弁がありましたが、これだけ不景気が続き、仕事がなくなり、あるいはこの年度途中からでも生活保護に駆け込むしかないという状況が全国的にあるわけですよ。そういう場合、今後そういう方が12月、1月、2月、3月と、4ヶ月にわたってかなりあった場合に、この1,658万の補正予算で間に合うのかどうか。もともと、もう豊後高田では新たな生活保護者はもう想定しなくてもよいという考え方なのか、どうなのか。そういう考え方で補正予算組まれたのかどうかなんです。よそでは、補正予算が1億、2億単位なんです。うちは1,600万円、それで聞いとるんですけども、その辺どうか。

それから、生活保護者の実態について、暴力団関係なども厳正にやってるから問題ないし、不適切な支給はないということで、その辺は評価をいたします。私もそう思います。

しかしながら、いまの生活保護者の生活実態というのは、やはり高齢加算も母子加算も廃止されてしまい、そんなばかなことがあるかとやはり全国で運動が起こって、母子加算については復活してしまし

たけれども、まだ高齢加算が復活できてないんです。

だから、例えばご近所に葬式があっても、なかなか普通常識的なつき合いで香典も出せないような、そういう状況も多々あるやに聞いています。だからひょっとすれば村八分的な状況も起こりかねない状況なんです。だから、いまの実態は決して高田では不正受給者はないということになれば、やはりあらゆる制度は活用されるように、保護者の立場に立って指導や援助をする。申請制度なら申請手続も、方法などもちゃんと教えてあげて、生活保護者の立場に立ってやるということが求められてると思うんですよ。

そこで一つは、私ども県といろいろ交渉して、いろんな資料ももらっていますけれども、一つは、生活保護者の場合でもこういう場合には自動車を持てると、あるいは125以内の単車なら持てるとかあるんですけど、持てている方は決して不正で持てるんじゃない、認めてるから持ってるんだけど、自動車を持ってる方が事故を起こした場合に、対人、対物で賠償能力があるかっていったらない、自殺に追い込まれることになるんですよ。

保護費で出るかっていったら、扶助費の中で、相手に損害与えた場合に、扶助費の中で損害弁償が出るんですか、出ないんですか。出ないんじゃないですか。出ないとすると、やはり対人、対物については任意の保険に加入してもらっていないと、その人の一生はもう終わるといことになるし、市が特別にそういうお金を出すとも言ってもなかなか難しい問題じゃないかと思うんです。だから、そういう保険、車を持ってる人があるならば、認めておるならば、任意保険も認めるようにやっば指導、援助をすべきだと思うんだけど、どうなのか。

もう1点は、通院費用についてなんです。これも全国的に問題になって、厚生省もやはり通院、病院に患者さんが通う場合には通院費を最低実費を出すように指導がされていますし、相当全国的に改善されましたけれども、今日お尋ねしたいのは、通院用の車、仕事用の車など、バスの便がないところは認めることになって認めた場合に、その方が車を使って病院に行くと、バスは使わんと。バスなら実費と、車を自家用車を使っていった場合に、その油代なども、当然その通院費として見るべきではないかと思うんですけども、その辺、高田では見られているのかどうなのか、見られてなければ県の見解は、それはやっぱり支給すべきだという見解を持っていま

すが、改善を図ってもらいたいと思うのですが、どうなんでしょうか。

それから、次はケーブルテレビについて二人の方から答弁があったんですけども、いわゆるまだケーブルテレビに入っていない方がおりますけれども、57世帯がケーブルテレビに加入していないちゅうわけよね。そうなんじゃないんですかね。もう1回、じゃあ答弁してください。

実際に生活保護世帯でまだ加入できてない世帯がいくらなのか、それから、いま中嶋課長のほうから生活保護者について、宅内工事で1万助成してるから、あとは何とかやってもらいたいということなんだけど、私は中嶋課長に聞くんじゃなくて、福祉の担当所長に聞くんですけど、生活保護者の立場に立ったときに、本当に安全・安心な今後を送ってもらうためにはケーブルテレビが必要と思うのか、思わないのか。

それから、そういう高齢者や身障者などについて、安否確認事業や、あるいは緊急通報システム事業を設置することが必要と思うのか、思わないのか。当然市民の立場は必要ということだと思うんですけど、その辺どうなのか答えてください。

そういう立場に立ったときに、その事業、二つの事業を実施していくためにも、ケーブルテレビに加入しないとやれないんですよ。

いまの生活保護者が中嶋課長がおっしゃるように、生活保護者については分担金は免除してますよと、あるいは宅内工事についても1万円だけは補助するんだから、あとは自分でやってもらいたいということなんですけれども、普通の電話を持ってない人が多いですよ、保護者の場合。全然電話を持ってなくて、1万円だけ補助金を出すから宅内工事も全部できるかったら絶対できないですよ。辛抱しろっても、これだけいまの生活保護者の場合約6万ですよ、1人世帯6万の保護費しかないのに、その中で、そこまでの費用が捻出できるかってできないでしょ、福祉所長。何か方法があるんですか、1万円で補助金を出せば、生活保護者は通話料金はただになるけいじゃないかと、それはわかっています。

だから電話もないのにケーブルテレビ設置ができますか。できないでしょう。できないから、そういう必要な世帯、そらもうだれも全く必要ないところに、無理して機械的にとることないですよ。本当に通報システムや安否確認システムを設置をしてあげて、安心・安全な生活を送ってもらいたいという世帯に

12月6日

については、病院に入院しとる人は別ですよ。あるいは、施設に入ってる人は別ですよ。自分の家で一人で生活してる、あるいは二人で生活している。しかし、生活保護費では電話もとれない、ケーブルテレビにも加入できない世帯については、何らかの助成措置が要るんじゃないんですか、これは。

いろんな市は助成措置を設けてますよ。ここまで来たら何らかの方法をとらないと、行ってみたら亡くなっとなつたと、あとで発見されたというのが全国で話題になってるでしょうが。そううちで言うたら、豊後高田で私の調査でもそう何軒もないですよ。緊急に設置すべきとはそう何軒もないと思いますけれども、福祉所長の立場でいまの実態調査をしてみても、どう把握してますか。

中嶋課長が言うように、1万円だからそれで何とかしてくれということでは進められると思いますか。私も随分何人にも勧めました。けれども、もうやっていけないと、やっていけないのにどうするかと開き直りますわね。その辺、福祉の立場から、このケーブルテレビの設置、あるいは二つの事業の推進についてどう考えるか答えてください。

エアコン設置については、今後指導していこうということですから、なるべく早い時期にエアコンが設置され、ああ、暖かい冬が越せる、あるいは涼しくて夏が越せる状況をつくってもらいたいと思います。

それから、子宮頸がんワクチンなど、担当課が予定しておったよりも希望者が多くて、事業が76パーセントまで接種したということは、これは高く評価します。今後市長10万人目指して、これは健康な母体が次々と生まれているということは、これはいいことだと思うんです。

しかし、この事業は、まだ途中でやめたら効果がないし、新しくこれから10代になる人たちが対象になるわけなんだけど、いままでほどは予算がなくてすむようになるんですよ、来年度から。だから、これは国、県に働きかけるということはわかりましたけれども、強力に働きかけてくれて、どうしても最悪な場合、できない場合でも、市が助成しても、助成額はそう大したことはなくて事業効果は大きいんじゃないかと思うんですけども、市長、今後のこの取り組みの姿勢、そういう姿勢で取り組み、県に対しても、国に対しても強力にもの言えると思うんで、その姿勢を市民の前に明らかにしていただけないでしょうか。

次は、入札の問題なんですけれども、私素人だからちょっとわからないんですけど、いままでだったら、その昔、佐々木市長時代だったら、設計単価があつて予定価格があつたんですよ。

最低制限価格ちゅうのは、あそこの桂陽小学校の新校舎の時につくりまして、これより下に落ちたのはだめで、一番近いのがとれたので和田組がとつたんですよ。しかし、最近ではもう10年も前から、設計単価イコール予定価格になったんです。事前公表に変わりました。だから入札すれば一番低い業者が落札するというシステムになったんですけど、これではやはり下請をもらった業者は、もうそりゃ営業ができないし、あるいはそこで働く人たちというのは、賃金もまともにももらえないような状況が起こりかねない状況なんです。だから安ければ安いほどいいということはないと思うんですよ。だから、制限価格も高田ではこの10月から設けるようになったわけですよ。それはそれでいいんですよ。

問題は、設計単価は公表するけれども、最低制限価格は事前公表してないんですよ。だれにもわからないのに、何でわかるんかちゅうことなんよ。いま機械を入れれば、150万ほど出した機械でやればわかるちゅうけど、最低制限価格というのは全国一律じゃないわけでしょ。それぞれのところで決められるわけ、市長の権限なんじゃないんですか、課長の権限じゃないでしょ。最低制限価格は市長の権限だと思う、予定価格も市長の権限でしょ。そうすると、なんぼ150万出した機械でも市長の考えがそこに伝わるわけないと思うんです、これは素人考えです。

これ下水道課では81パーセントの予定価格、建設課の工事は80パーセントの予定価格、それを見込んで83とか82に入れた方はだめで、市長が定めた最低制限価格に近いところにいった人が落とすということになつてくるわけですよ。だから、私が先程質問したけど答えがなかったんですけど、その最低制限価格というのは、市長がいつ決めるんですかちゅうことを聞いてるんです。直前に決めるんじゃないんですか、前もって決めてるんですか。それをいつ決めるのか。

それから、いま電子入札ですから、どの業者がなんぼで入れるのは、何時何分になんぼで入ったというのは全部わかることになつちよるでしょ。それは公表されるのか、されないのか。高田では私たち情報公開でとれば、今度の新聞記事になった9業者



についても、どの業者が何時にいくら入れたということが公表できますか。ぜひしてもらいたいと思うんですよ。

本当は、それが終わったあとに、全部入れたあとに、最低制限価格を市長が定めるのか、入札よりもずっと何日か前に定めるのか、それいつ定めるんですか。それから、何パーセントというのは機械に合わせて市長が定めるんですか。市長が定めたことは機械に伝えるんですか、その辺がわからないんです。それは一律じゃないんですよ、80パーセントとか、81とか、83とかあるわけなんやけど、それはどういう基準で市長が決めるのか。

それで、漏れないちゅうけど、漏れない保証がどうしてあるのか、その辺。全部同一価格で入札するようになったら、もう入札制度そのものが制度じゃないで、最初から抽選すればいいというふうに市民から見たら思えてならないんですけど、適切な入札がされてるというならば、どういうことなのか、ちょっと市長、市民にわかるようにしてもらえんですか。それは安心しますよ、それならね。

私たちは安けりゃ安いほうがいいと思いません。ちゃんと契約した金額で仕事をもらって、働く人たちには賃金を保障する、下請にも下請の単価を保障してないと、安けりゃ安くてみんな絞上げあられたら、それは労働者たまったものじゃないです。その辺どうなのか。

それから、あと図書やから、図書はいまの答弁でいいです。

以上です。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私から2点についてお答えをいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの話ですけど、これは国がする前からどうするかと、この議会でもなんべんも議論しまして、私どもすべきではなからうかというような議論をしている中に国が出してきた。

これは非常にいい政策だということで喜んだわけでありまして、先程課長からご答弁申し上げましたように、我々市町村というものは、住民の方と接してるわけで、国は一時的に予防ワクチンをするとか、せんとか決められたって、もうおっしゃるとおりで大変なことだということで、市長会を通じても国に何とかこれを続けてくれという、そういうふうな要望をしております。

先程答えたとおりなんですけども、その期間の人

については予防接種ができる、それ以外はできないというような予防接種というのは国はおかしいと思います。だから、そういうものなら初めからしなきゃいい、だから我々としては、そういうような制度をしたとすれば、何としてでもそれを守らなきゃならん。

妊婦検診の回数の方に、随分国がするほど市はしないじゃないかという議論をされたと思います。我々はこれをどう続けていくかということによって、ほんならそれが続けられるかという、そういうことまで考えますけれども、国は景気対策なんかで、そんなものやられたって困るという、そういうもんじゃないと思います。

ただ、そういうことの中で、これからどうするかというような話をするというのは非常におかしな話ですけども、我々市長会は国に対して断固要望し、抗議をしていこうと。

その後どうするかということになりますけれども、我々としては、何とかして継続することを目標にしなきゃならんと思っておりますから、もし国がそういうような無責任なことをするんならば、県とも話をし、そしてまた、県がどうしてもということになれば、そこ辺で我々はどういふうにするかということ。どちらにしたって、やっぱ続けるということがなければ意味がないだろうと、それは私も同じであります。

それから、予定価格と最低制限価格なんですけども、これは本当にそうだと思います。

実は、この予定価格は、昔はおっしゃるとおりだったんです。いまは、設計金額を予定価格にしようという、そういう話になってきたんです。そうすると、私どもはそれまでも非公開でやってました。そうすると計算ができる大手企業さん等は、全部計算して予定価格わかるんです。そして、今度は小さなところで計算を無理にすればできんことはなからうけれども、したくないと、できんという人たちはわからんわけです。公開しとると同じような状況ですから。

そうすると、うちの職員なんかでも教えようというふうな話になって、汚職になったって困るという。うちの職員たちも退職金がなくなるような、そんなことをされても困るということで、どうせ半分以上はわかっているんだから、ほんならもう公開しようということで公開したのが予定価格公開なんです。私の代に公開したんです。

だから、ほとんど計算方式が、それというのは、設計金額を予定価格にしよつち言われちよるわけで

12月6日

す。だからそれはわかると、設計単価ずっとすればわかるわけです。そういうことで公表したというのはそうです。

この最低制限価格はほとんど同じようなことなんです。こういうふうに計算、予定価格に対して、私もようわかりませんが、こういうふうな予定価格に対して、こうこうこういうような計算式で計算して出しなさいというのを言うてきちよるわけです。そうすると、それは公表してるのです。だからもうそういう計算方式で、だから80のということの中で、私も完全な詳しい話はわかりませんが、要は計算方式を出して、こういうふうで計算方式を出しなさいという方式を公表してるわけです。だからほとんどの人がわかるわけです。わからん人はどうして、ちょっと何というか、もうほとんどの人はわかっているわけです。

それは設計金額、掛け算の中で設定金額が違えば、多分81になったり、80になったり、そうするんだと思うんです。だから、それについてはほとんどの人が同じだったというのは、それはもうその計算方式に、我々がした方式に沿ってやればそうなるんです。

だから、これは非公開なんだけど、非公開、一応きちっとうちは管理はしてますけども、非公開であって、非公開でないような。おわかりでしょうか。

(発言する者あり)

いや、計算方式で、その示された計算方式で決めるから、市長が決めるんだけども、これはほかでだれもわかるという。

(発言する者あり)

いや、それは計算方式にみんな公開してるわけ。こういうふうにして出しなさいよという計算。

だから、予定価格も設計金額

(発言する者あり)

いや、そういう指示になってるわけです。県もどこも同じです。うちだけじゃない。たまたま何でそう、大分合同新聞に載ったのかようわからんだけけれども、そこ辺のことで、もう、そういう建設業をやっている皆さん同じようにされるはずですから。もしあれなら議員の皆さん方の中で建設業やってる方にお聞きになれば、だから一つも隠しても隠さんでも同じ、そういう感じになってるけど、隠せというから隠してるだけ。そういうことが現実だと。

だから言いましたように、だからどっこも、計算方式を示してるわけです。我々に示したと同じ計算

方式を公開してるわけです。そういうことで、だから全然談合したとか、漏れたとか、そういうものではない。

だから、およそ私は予定価格を公表しようと、でないと、大手の人は設計金額ずっとわかりますから、なんぼだっちゃんのわかる。ところが、ひょっとして、設計金額を計算できないちゅうたら非常に申し訳ありませんけども、その使い方がもしあれだったら、設計金額欲しいわけですから、一方はわかって、一方はわからんというのは気の毒だということ、もうほとんど公開と同じ状況だから、その予定価格を公表しなさいと、そうすりゃ、漏らしたとか、漏らさんとかいう話にならんと、どうせ半分以上はわかっているんだからということでそれを聞いたんで、私はもう公表に踏み切ったと。最低制限価格もほとんど同じだと、そういうことであります。

以上です。

○議長(村上和人君) 執行部に申し上げます。残り時間がわずかでございますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

市参事兼福祉事務所長、野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長(野村信隆君) 大石議員の再質問にお答えをいたします。

今回の補正予算で、今後間に合うかということでありますけど、23年度当初予算を編成する段階において、22年度から比較して、率にして8.3パーセントぐらい増額して予算要求をした状況であります。金額にして2,500万ちょっとでありますけど、今回当初予算より5パーセント、1,658万8,000円計上させていただいております。

この内訳なんですけど、先程もご答弁申し上げましたように、医療費の部分が相当な部分を占めております。あと、扶助費の部分で、相殺してこのくらいあれば3月まで見込んでいけるんじゃないかというふうな、うちのほうで見込みを立てております。

それから、保護家庭の実態把握の件でありますけど、車の所有でありますけど、一応いまの車の保有は就労のため、それから通院のためというふうな状況等で、条件を満たせば所有が認められております。

その場合の任意保険についての加入も一応認めておりますけど、費用についても、エアコンと一緒に、就労している場合は経費として控除できますので、うちのほうもそういうような指導をしておるところであります。

それから、通院費用のためのガソリン代でありま

すけど、当方といたしましては、バス停までのバス代を一応認めております。ガソリン代については、現在は支給してませんが、県としても認めている部分がありますので、出すべきとの、油代についてはそういうふう聞いておりますので、今後支給をするような方向で内部で検討している状況であります。

それから、ケーブルテレビの未加入世帯でありますけど、現在入っていない世帯が36世帯ということでありまして。そのうちの1人世帯の内65歳以上の世帯が一応14世帯というふうのうちの方はいま把握しております。この14世帯の内、2名、3名はあったほうがいいんじゃないかというふうな

(発言する者あり)

そういうような判断をしているところでありまして。

以上でございます。

○議長(村上和人君) 建設課長、筒井正之君。

○建設課長(筒井正之君) それでは、再質疑の

(発言する者あり)

はい。

最低制限価格はいつ決定するのかという質問でありますけども、発注する工事を指名委員会にかける前まで、決裁を受けて決定しております。

それと、入札した時間の把握についてわかりますかということですが、これについては、時間は把握できますけども、現在何時に入れたまでは公表はしておりません。

以上です。

○議長(村上和人君) 申し合わせ発言時間が経過いたしましたので、次に議事を進行いたします。

議案質疑を続けます。

15番、川原直記君。

○15番(川原直記君) それでは、議案質疑を通告に沿ってしたいと思っております。

第64号議案の災害復旧費、11款2項1目について、現在、真玉漁港の導流堤が石積みが崩壊しておるということで今回補正に上がっております。まず、導流堤の意義、定義をお知らせいただきまして、今回、全体、石積みが何メートルあって、何メートルぐらいの工事になるのか。また、築後何年ぐらいになっているのか。それから、もしこの議会で可決されれば発注工期はどのくらいになるか、そういったことをまず第一に聞きたいと思っております。

○議長(村上和人君) 水産・地域産業課長、渡邊和幸君。

○水産・地域産業課長(渡邊和幸君) それでは、

第64号議案について、11款2項1目災害復旧費の内、真玉漁港の災害復旧工事についてお答えをいたします。

本工事は、今年9月の20日、21日の台風15号の豪雨によって被災損壊をしました導流堤を原形に復旧するものでございます。

また、この導流堤は土砂の堆積や河床掘削を防止するため、昭和26年3月に設置をしたものでございまして、設置以来60年を経過しております。

工事の内容につきましては、真玉漁港休泊地の下流延長105メートルの導流堤の内、被災範囲、延長16メートル、そして法高5.6メートルをブロック積工にて原形復旧をいたします。

また、工事の発注時期は来年の1月を予定しております、工期は約2ヶ月間と見込んでおります。また、今回の被災範囲の上流側の導流堤については、現在のところ改修の範囲とはしておりません。

以上でございます。

○議長(村上和人君) 15番、川原直記君。

○15番(川原直記君) いま、大まかな説明がありました。当初、導流堤の定義についてはちょっとお話ができませんでしたが、市長の提案理由の中に、真玉漁港の護岸となっております。昭和26年にできたということですが、60年、いま課長が言ったように経過しております。その後、60年の間に背後地に住宅が建ち、いまその先にはグラウンドができております。そういったことで、当初は導流堤でつくったんでしょうが、いまの定義で言えば、私はもう護岸だと思っております。

その護岸が、今回台風が来たのは間違いないんですけど、どちらかというと、いままでの経験した中では小さい台風ではなかったかと思っております。それで今回のような20メートルの崩壊ですむ場合はいいんでしょうけど、これが大きな台風等で、その護岸が一気に崩れて、水が、海水が入ってきた場合に一番困るんじゃないかと思っております。安心・安全な市を目指している中で、そういった細かいソフト事業も大事なことでしょうが、まず肝心なそういった護岸が立派にできていることが重要ではないかと思っております。

そうした中で、ぜひ今回、災害復旧費ということでございますが、現状をもう一度見ていただきまして、これはぜひ国や県に働きかけて、築60年以上の経過しておるということで、ぜひそういった復旧

12月6日

ちゅうか、護岸として認められるようなことにぜひなってほしいなと思っておりますので、まずそういったことで、いまの課長の答弁はそういうことでございましたし、市長がどういうふうな思いであるかがわかれば一番いいかと思っておりますので、ご答弁いただければ、ぜひお願いしたいと思っております。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 各護岸、そういうものについては、なかなか私どもも全部を整備することはできませんけれども、もう一度担当課にもよく、建設課等も現地にやりまして、どうするか、そしてまた県とも相談をしてみたいと思います。

以上です。

○15番（川原直記君） 終わります。

○議長（村上和人君） これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第64号議案から第74号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（村上和人君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

豊後高田市議会議員 明石光子

〃 土谷力